国立民族学博物館共同研究（若手研究者による共同研究）

アジア・アフリカ諸国における裁判外紛争処理の再編が旧来の多元的法体制に与える影響についての共同研究

第１回研究会

日時　　2008 年 12 月 6 日（土）13:30-18:30
　　2008 年 12 月 7 日（日）9:30-12:00
会場　　国立民族学博物館２階第６セミナー室

プログラム（報告要旨、下記参照）
12 月 6 日（土）
趣旨説明（石田慎一郎）13:30-13:40
第１報告　13:40-15:00（40 分発表+35 分質疑応答+5 分休憩）
　司法政策と社会調査：ADR 運動の歴史的展開をめぐって
　久保秀雄（京都大学）
第２報告　15:00-16:20（40 分発表+35 分質疑応答+5 分休憩）
　中国における刑事和解と法文化
　河村有教（海上保安大学校）
第３報告　16:20-17:40（40 分発表+35 分質疑応答+5 分休憩）
　「真実」の行方：南アフリカの真実和解委員会とその後
　海野るみ（お茶の水女子大学）＝特別講師
総合討論（全員）　17:40-18:30

【12 月 7 日（日）】
海外研究文献講読会：全員　9:30-12:00

【問い合わせ先】
石田慎一郎　大阪大学大学院人間科学研究科
電子メール：ishida[at]hus.osaka-u.ac.jp

【報告要旨】

司法政策と社会調査：ADR 運動の歴史的展開をめぐって
久保秀雄（京都大学大学院法学研究科）

近年、裁判外紛争処理（ADR）は、司法改革のための政策手段として世界中で注目されている。そうした ADR の世界的流通をもたらす一大契機となったのは、1970 年代後半から合衆国で台頭した ADR 運動である。それが、バーガー・コートの「司法政策」によって全米に普及し、現在では合衆国の国際戦略としてグローバル化の中で 全世界に輸出されている。

ところが、そうした ADR は、もともとアジア・アフリカ地域における法慣行に由来し、法社会学者・法人類学者の「社会調査」によって「発見」され合衆国に輸入されたものである。それが、今や逆にアジア・アフリカ地域に輸出されている。しかも、当初 ADR 運動を促進した法社会学者・法人類学者の「社会調査」は、一転して現在の「司法政策」の問題性を強調するに至っている。

本報告では、こうした「司法政策」と「社会調査」の関係の変遷・ねじれに着目して、ADR 運動の歴史的展開を辿っていく。

中国における刑事和解と法文化
河村有教（海上保安大学校）

6 月にカナダのモントリオールで開かれた 2008 年度の Law and Society Association 研究大会における全体テーマが“Placing Law”であり、グローバル化しつつある世界において、法が国境を越えていく過程でどうあるのかという問いのもとに関連する企画がいくつか組織された。イギリス社会を例にあげるならば、イギリス国内の移民が持つ抑圧感を和らげるために、すべての移民社会が公的手続に参加できるようにすることが重要であるとの認識のもとで、イギリスの司法制度に部分的にシャリア法（イスラム法）を導入すべきかどうか大きな論争を呼んでいる。中国における法の支配の確立においても、西欧法の継受においては、中国社会の人々の慣習や社会規範に注目することが重要であるとし、日常生活に根ざすローカルな知をもってはじめて法が人々の承認を得てそれを機能させることができるのであって、「本土資源」を理解した上で西欧から継受した法と民間の法を互いに対話させていくことが重要であるとする見解がある。

本報告では、西欧法が中国に輸入され、中国で発展した固有法、さらには旧ソビエトから継受した社会主義法が混ざりあい、今日の中国社会において法がどのようにあるのか跡づけながら、中国における刑事和解とそれをめぐる法文化について考察する。

【参考文献】
◆石田慎一郎＝河村有教「ロンドン大学東洋アフリカ学院（SOAS）におけるアジア・アフリカ法研究及び教育の動向：ヴェルナー・メンスキー教授との交流を中心に」コンフリクトの人文学第 1 号、近刊
◆河村有教「中国人の法意識：法の支配と人権をめぐって」東亜（East Asia）第 486 号、2007 年

真実の行方：南アフリカの真実和解委員会とその後
海野るみ（お茶の水女子大学）＝特別講師

アパルトヘイト後の南アフリカにおける「真実」の在りかは、真実和解委員会（TRC）によって示された「真実」の表出の仕方に影響を受けたと考えられる。TRC で行われたのは、隠蔽され語られなかった事象を公に語ること、語らせることによる「真実」の開示であると言えるだろう。現在の南アフリカにおいて、こうした TRC の「真実」とその表出のされ方はどのように残響しているのか。

本報告ではまず、TRC の最終報告書を手がかりに、TRC を概観し、具体的に言及された幾つかの事例と語られ方から「真実」の在りかを検証する。さらに、現在の南アフリカ社会における TRC の残響としての Institute for Justice and Reconciliation などの機関の活動や、"Red Dust"を初めとする映画についても紹介する。本報告は、TRC が南アフリカ社会にどう位置づくのかを明らかにしようとする報告者の中間的報告であり、何らかの最終的な結論を保留することを予め了解いただきたい。